

特集

3-2

富里市消費者行政推進連絡協議会の設置と見守りネットワークの取り組み

富里市市民経済環境部商工観光課



富里市消費生活センター
マスコットキャラクターとみりん



協議会を設置するまで

千葉県富里市では、消費者被害から市民を守るために、「富里市消費者行政推進連絡協議会」(以下、協議会)において、庁内の部局や外部のさまざまな機関等と連携しながら、地域見守りを進めています。

当市が協議会を設置したきっかけは、2011年1月に県の県民提案事業として、消費者団体「消費者行政充実ネットちば」との共催で開催した「安心な消費生活のためのシンポジウムin富里」という行事での提言でした。そこでは、「行政内の連携ならびに関係機関・関係団体との連携を確立し、相談の掘り起こしをすること」が提言され、これを受けて同年6月に規約を制定し、協議会を設立しました。

その後、2016年4月に同協議会は消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会を兼ね、また、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進地域協議会として組織・運営していくため、新たに「消費者行政推進連絡協議会運営要綱」を制定しました。



庁内、外部機関との連携を生かす

図1は協議会の構成組織です。特徴は、協議

会委員に地域包括支援センターや教育委員会などの関係機関とともに、高齢者福祉課や学校教育課など、市のそれぞれの行政組織の担当者を配置し、連携した活動をしているところです。これにより、各機関や行政の既存の見守りネットワークがそのまま機能し、見守りを通じて消費者被害等を見つけた場合は、市の担当者を通じて迅速に消費生活相談案件として消費生活センターに伝わるようになっていきます。また、2017年度からは千葉県弁護士会と、所管の警察署である成田警察署が協議会へ参画し、さらなる協議会の拡充、消費生活にかかわる被害者の救済や相談体制の強化が図られたところです。

図2は当市の見守り体制です。見守り対象者を囲むように、多数の団体、関係機関があり、さまざまな視点からの見守り体制が構築されています。



独居高齢者を見守り体制における連携の一例

当協議会の主な活動は、年3回の会議の開催、年1回の消費者啓発イベントの開催、見守り体制における連携、各所属部署・団体の中での啓発活動等です。本稿では見守り体制における連携の一例を紹介します。

図1 富里市消費者行政推進連絡協議会(消費者安全確保地域協議会)各関係機関および担当課等



